

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
七二三・ 一	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二〇年 一〇月一日 から平成二 一年三月三 日まで	八一、一 トン
七二三・ 三二			
七二三・ 三三			
七二三・ 三九			
七二三・ 五			
七二三・ 九			
九 五・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二〇年 一〇月一日 から平成二 一年三月三 日まで	二、一三八 トン

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
七二三・ 一	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二〇年 四月一日か ら同年九月 三日まで	三八、九 トン
七二三・ 三二			
七二三・ 三三			
七二三・ 三九			
七二三・ 五			
七二三・ 九			
九 五・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二〇年 四月一日か ら同年九月 三日まで	二、〇八七 トン



<p>一一八・ 二 一九一・ 二 一九一・ 九</p>	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>
<p>一一八・ 二 一九一・ 二 一九一・ 九</p>	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>